東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第15号



日本だから、できる。あたらしいオリンピック!

【編集・発行】 東京都公文書館 平成 21 年度登録第3号 平成 21 年9月発行 【印刷】(株) まこと印刷

《目次》	
ロビー展示報告 オリンピックを迎えるために	1
太平洋戦争中の文書の疎開 Ι 3	公文書の確実な収集に向けて 6
中学生の職場体験受け入れ 7	利用案内 8

ロビー展示報告

オリンピックを迎えるために

平成21年5月26日から同年6月26日まで、「オリンピックを迎えるために〜公文書館所蔵資料で見る1964年オリンピック準備事業〜」と題して、当館所蔵資料を紹介するロビー展示を開催しました。

本展示は、昨年度のロビー展示で、オリンピックの招致活動に関する所蔵資料をご紹介したのに続き、オリンピックの開催に向けた、様々な準備事業に関する公文書・刊行物・広報写真等を展示したものです。

以下主要展示資料をご紹介します。

準備事務組織の発足

▶ オリンピック東京大会準備事務連絡会設置 公文書 昭和34年(1959)7月27日起案 オリンピック準備課発足の二日後に起案された文 書。連絡会は、都知事・副知事をはじめ、各局長、 部長等幹部で構成されていました。

請求番号 M04.4.8

▶ オリンピック準備事務局設置公文書

昭和34年(1959)9月16日起案 招致決定の5ヶ月後10月10日に都は「オリン ピック準備事務局」(翌年7月にオリンピック準 備局に組織改正)を広報渉外局に設置しました。 同事務局は、競技場・選手村の設置だけでなく、



【オリンピックデーのつどい ポスター】

国やIOCなど関連組織との連絡調整や、海外からの観光客対策、広報宣伝などの関連準備事業を担当しました。 請求番号 NO2. 2. 4

競技施設・選手村の整備

▶ 駒沢公園設計委託図面

昭和36年(1961)9月18日起案 駒沢公園は、第二次世界大戦前に第12回オリン ピック大会(中止)会場にあてるため一部整備 が行われ、その後駒沢総合運動場として利用さ れていましたが、第18回大会に際して第二会場 となり、都市計画公園として整備が行われまし た。 請求番号L05.6.3

▶ 駒沢競技場模型写真

昭和35年(1960)6月10日 東京都広報渉外局広報部報道課撮影 ローマオリンピックの会場で次期東京大会を宣 伝するために作成された展示模型。配置計画や デザインは、完成した姿と異なっています。

- ▶ 競技施設案内パンフレット
 - 昭和 39 年(1964) オリンピック準備局作成
- ▶ 選手村に関する公文書

昭和36年(1961)10月起案 当初選手村は、埼玉県朝霞にあった米軍基地の 返還跡地に建設される予定でしたが、紆余曲折 により、代々木にあった米軍住宅(通称ワシン トンハイツ)を調布に移転し、既存施設を活用 して選手村を設置することになりました。

広大な敷地は、一部を国立代々木競技場等の用地としたほか、明治神宮に隣接した広範な部分についてはオリンピック後に森林公園として再整備し、現在都立代々木公園となっています。

請求番号 L04.1.13

広報事業の展開

▶ オリンピック東京大会展開催公文書

昭和34年(1959)8月28日起案 オリンピックの東京招致決定後、初めて行われ た展示事業。三越百貨店の日本橋本店と大阪支 店の2ヶ所で開催されました。

東京での展示は9月29日から10月4日まで6日間開催され、延べ3万人の観客を集めました。

請求番号 MO4.4.9

▶ オリンピックデーのつどい ポスター

昭和35年(1960)6月 請求番号L05.4.13 オリンピックデーは、国際オリンピック委員会 がクーベルタン男爵の主唱により組織された日 を記念して設けられたもの。東京体育館で開催 されたこの催しには、貴賓として御成婚一年を 迎えた皇太子御夫妻等が臨席され、ローマ大会 代表選手による体操模範演技やオリンピックマ ークの発表などが行われました。



▶ オリンピックデーのつどい開催公文書・広告 昭和35年(1960)6月2日起案

行事の開催決定公文書と添付資料の都営電車・ バスの中吊り広告 請求番号 L05. 4. 13

観光・宿泊施設の整備と首都美化対策

➤ 東京都市ヶ谷ユースホステル 食堂メニュー等承認文書 昭和36年(1961)5月起案 都は宿泊施設整備のため、高尾山麓と市ヶ谷にユースホステルを建設しました。

昭和36年5月1日に竣工した市ヶ谷ユースホステルの食堂メニューと価格等についての承認文書。親子丼70円、カレー60円、ハンバーグステーキ100円、Aランチ150円など、当時の物価水準がわかります。 請求番号 MO4.4.3

▶ 市ヶ谷ユースホステル 外観と食堂の写真 昭和 36 年(1961)5 月 15 日 東京都広報室広報 部報道課撮影

東京都公文書館では、東京オリンピックに関する公文書約4,500件を公開しています。公文書類は館内閲覧室で電子データベースにより検索が可能です。

ここでご紹介した資料は当館が所蔵するオリン ピック関連資料のごく一部です。ご興味のある方 はぜひ一度ご来館ください。

* 刊行物及び写真につきましては、一部整理中のため、 ご利用いただけないものがございます。あらかじめ ご了解ください。

太平洋戦争中の文書の疎開 I

疎開=空襲・火災などの被害を少なくするため 一個所に集中している人や建物を分散すること。 手許にある広辞苑は、疎開のことをこのように 説明しています。

これから2回にわたって太平洋戦争末期の昭和19年(1944)、迫り来る大空襲に備えて東京都庁が実施した公文書の疎開事業についてお話をしていきますが、まずその前に、そもそも東京都がいかなる事情のもとに誕生したのか、その沿革について簡単に説明をしておきましょう。

東京都の誕生

東京都が誕生したのは今から 66 年前の昭和 18 年 (1943) 7月1日のことです。東京都制という法 律によって、それまでの東京府と東京市を廃止し、 東京府の区域に東京都が設置されたのです。

東京都の誕生とともに、東京都庁という新しい 役所が設置されましたが、これは全くゼロから生 れたものではなく、それまであった東京府庁と東 京市役所という2つの役所が合併統合して出来上 ったものでした。

府庁と市役所が合併?と聞くと、皆さんはちょっと違和感を抱かれるのではないでしょうか。これは例えてみれば、お隣の神奈川県庁と横浜市役所が合併するようなもので、そう考えると、ちょっとどころではない、大いに違和感を抱かれる方も多いと思います。

わが国が近代国家の道を歩みはじめて以来、府 県の廃置分合や、平成の大合併に見られるような 市町村同士の合併統合はしばしば実施されてきま した。しかし、府県庁と市役所が合併するなどと いうことは絶えてなかったことです。東京都の誕 生は、その意味で、まさに近代地方行政史上「空 前絶後」の出来事であったわけですが、ではなぜ このようなことが起ったのでしょうか。

現在の東京都とは全くその性格が違う

昭和18年(1943) に誕生した東京都は、実は現在の東京都とは全くその性格を異にしていました。 現在の東京都は、昭和22年(1947)5月に施行された日本国憲法と地方自治法をその存立の根拠 としていることは、みなさんよくご存知のとおりです。それに対して、昭和18年(1943)に誕生した東京都は、東京都制という法律と東京都官制という勅令をもとに成り立っていたのです。

現在の東京都は、基礎的地方公共団体である区 市町村をその区域内に包括する広域的地方公共団 体です。それは、北海道や他の府県の場合も同じ です。都・道・府・県と呼び名はそれぞれ違いま すが、それは歴史的沿革によるものであって、法 律的には地方自治法に定める広域的地方公共団体 であることに変わりはありません。

都道府県も区市町村も、議決機関と執行機関から成り立っています。そしてそのいずれも住民の直接選挙によって選出されるということが、地方自治法の大きな特色と言っていいでしょう。

東京都の場合、議決機関は東京都議会、執行機関は東京都知事です。*都知事以外にも委員・委員会制の執行機関が存在しますが、それについては説明を省略します。執行機関である東京都知事は、東京都の自治事務を処理していくと同時に、法律に定められた国や他の地方公共団体の事務を処理します。これを法定受託事務といいます。

国の行政区画としての都道府県

では地方自治法施行以前の都道府県はどうだったのでしょうか。

地方自治法施行以前の都道府県は、地方公共団体である前にまず何よりも国の行政区画でした。 少し分かりやすくするために、これから東京都と 北海道を除いて府県の場合で説明していきます。

現在の府県知事は住民の直接選挙で選出される と先ほど言いましたが、地方自治法施行以前の府 県は第一義的に国の行政区画ですから、中央から 派遣されてくる官吏、つまり府県知事が府県を統 轄し、中央政府の各省主務大臣の指揮命令に従っ てその地方における国政事務を処理します。知事 を補佐して働く府県庁の役人も原則として中央か ら派遣された官吏です。

このように、地方へ派遣される官吏を官制上は 地方官といいます。その中で府県知事のことを地 方長官ともいいました。 現在の都道府県知事が国の事務を行う場合は、 法令に定めるところによって法定受託事務として 処理しますが、国の行政官庁である府県知事は、 各省大臣とは上司・部下の関係にありますから、 その直接の指揮命令に従って、国が特別庁を通じ て行う以外の、あらゆる国政事務を処理したわけ です。

地方公共団体としての都道府県

ところで府県は、こうした国の行政区画である と同時に、その府県限りの自治事務を処理する広 域的地方公共団体としての側面も持っていました。

府県限りの自治事務を処理するためには、現在 のように議決機関と執行機関を選出しなければな りません。

議決機関である府県議会(当時は府県会といいま した)が住民の選挙で選出されることは、現在と ほぼ同じです。しかし、執行機関の場合は、これ を住民の選挙で選ぶことをせず、すでに存在する 国の行政官庁、つまり官吏である府県知事が、執 行機関としてその事務を行うことになっていまし た。執行機関を助けて実際の事務を処理する補助 機関も置かず、官吏である府県庁の役人が府県の 自治事務を処理するというシステムがとられてい たのです。つまり、地方自治法施行以前の府県は、 国の行政区画であると同時に広域的地方公共団体 であるという二重の性格をもっており、広域的地 方公共団体としての府県には自前の執行機関が置 かれず、国の行政官庁、すなわち国の出先機関で ある府県知事が執行機関として自治事務をも処理 するというきわめて官治主義の色濃い方式がとら れていたと言えます。

根拠法令は何か

ではそうした地方制度の根拠となる法令とは一体どんなものだったのでしょうか。

国の行政官庁としての府県知事以下の組織権限 を定めたものを地方官官制といいます。法律では なく勅令によって定められました。

主権在民の今日と違って、この時代は天皇がわが国の唯一の主権者であり統治者でした。日本国憲法下における国家公務員は、主権者である国民に奉仕することが規定されています。つまり全体の奉仕者ですが、大日本帝国憲法の下における官吏は、唯一の主権者である天皇に忠誠を誓って奉仕するものであって国民に奉仕するものではあり

ませんでした。

中央・地方を問わず、国の行政機構を組織し維持する権限は、唯一の主権者であり統治者である 天皇に帰属しており、その制定改廃は全て勅令によったのです。これを天皇の官制大権といいました。また、その行政機構を運営する官吏を任免する権限、つまり官吏の人事権もすべて天皇に帰属しており、これを天皇の任官大権といいました。

一方、広域的地方公共団体としての府県に対する根拠法令は何かというと、これは地方自治という国民の権利義務に関することですから、国会(当時は帝国議会といいました)の協賛を経て法律で定められました。府県制という法律です。ちなみに、基礎的地方公共団体である市町村の根拠法令はというと、これは市制町村制という法律でした。

今日の都道府県区市町村が、日本国憲法と地方 自治法を存立の根拠としているのと異なり、それ ぞれに府県制、市制、町村制という個別の法律が 存在したわけです。*この外に郡制(大正12年廃止) という法律がありましたが、説明は省略します。

東京都官制と東京都制によって成立した東京都

では昭和 18 年 (1943) に成立した東京都の場合 はどうだったのでしょう。

東京都は、まず何よりも国の行政区画であり、 東京都長官(東京都知事ではありません)という国 から派遣された官吏が統轄していたことは、府県 の場合と同じです。東京都長官以下都庁官吏の組 織権限を定めたものとして東京都官制という勅令 があり、その一方で地方公共団体としての東京都 の組織や権限を定めた東京都制という法律があり ました。先に述べた府県の場合の地方官官制と府 県制に対応するものです。

ただし、東京都制が府県制と大きく異なるところは、府県が広域的地方公共団体であったのに対して、東京都は市町村と同じ基礎的地方公共団体とされたことです。これは、東京都制の主たる目的が、基礎的地方公共団体であった東京市の事務事業を東京都に引き継ぎ、国の官吏である東京都長官の指揮下に置くことにあったためですが、これについては後でまた説明します。

多摩・島しょの市町村の立場

東京府の範囲に東京都が成立し、それが基礎的 地方公共団体とされた場合、それまで東京府の管 轄内にあって基礎的地方公共団体であった多摩・ 島しょ地域の市町村の立場はどうなったのでしょうか。東京都が基礎的地方公共団体になったわけですから、当然、そこに包括されていた市町村は、 法律的には存続できなくなります。当時の区部(35 区。その後整理統合されて23区)と同様、東京都の下部組織となってしまったのです。

しかし実際には、東京都の発足後も多摩・島し よ地域の市町村がなくなったわけではありません。 市町村長はそのまま仕事を続けているし、役場も ある、議会もあるし選挙も行われる、といった具 合で、表面的には何の変化もないのです。

これは、東京都制の条文の中に多摩・島しょ地域の市町村については、今までの市制町村制を準用してその運営を行うという一項目が入れてあったためです。多摩・島しょ地域は、東京都制下で一種の特例経過措置のもとに置かれていたと言っていいでしょう。将来的にこれらの地域が区部と同様、都市的発展を遂げた時には、東京都の下部組織として、青梅区とか武蔵野区といった区になることが予定されていたと言うことができます。

わずか4年間だけの首都制度

ではなぜこのような制度の変革が行われたのでしょうか。

実は、東京都制は、すでにそれより半世紀も前の明治 20 年代から構想されていた首都制度でした。東京に特別の首都制度を実施するという問題は、明治以来わが国の重要な政治課題のひとつであって、誰もがその必要性を認めて実現を目指したにもかかわらず、様々な政治的思惑から揉めに揉め、ようやく昭和 18 年 (1943) になって実現を見たものなのです。様々な思惑とは、例えば首長を官選にするか公選にするかとか、多摩・島しょ地域を含めるかどうかといった問題です。

その詳しい経緯の説明は省略しますが、東京都が誕生した背景には、あまりに巨大になりすぎて 国家の統制も監督も充分に利かなくなってしまった東京市、そしてさらには自分自身のコントロールも思うにまかせなくなっていた東京市を廃止して、首都における基礎的地方公共団体の仕事を国家の直接かつ強力な統制下において効率的に推進しようという思惑があったと言われています。

東京市は昭和 15 年 (1940) の時点で、区域面積 572 km²、人口 677 万人。基礎的地方公共団体とし て現在わが国最大の横浜市(面積 437 km²、人口 357 万人)をはるかにしのぐ規模を誇っていました。

基礎的地方公共団体であるこの巨大都市東京市を解体し、東京都制と東京都官制という枠組みの中で国の直接の監督下に置き、強力かつ効率的な首都政治の実現を目指すことが東京都の誕生に期待されていたと言えるでしょう。

しかし、わが国最初のこの首都制度は、わずか4年後の昭和22年(1947)5月、地方自治法の制定によって廃止されてしまいました。東京都は、かつての首都制度の名残を残しながらも、他の道府県と同じ広域的地方公共団体として再出発し、今日に至っているのです。

東京府・市文書の引継ぎ

昭和18年(1943)12月に東京都庁長官官房文書 課がまとめた『東京都制実施に関する記録』は、 初代長官大達茂雄の開庁式における訓示を引用し ながら、「数十年来の懸案であつた東京都制は諸般 の準備を整へ七月一日を期して輝ける希望の第一 歩を踏み出したのである。昨日の府市職員は旧(ふ る)き殻を棄て、相携へて帝都行政を双肩に担ひ、 時局下の重き責務の遂行に邁進しなければならな い」と述べています。

5 万人の東京府・市職員とともに、それぞれが 管理していた公文書(以下東京府文書・東京市文書 と呼ぶ)も新制東京都へ引き継がれ、長官官房文 書課の管理下に置かれました。

昭和 18年 (1943) 7月 10日付で東京市長岸本

綾夫が東京都長官大達 茂雄へ提出した事務引 継書によれば、都庁へ 引き継いだ明治時代以 来の東京市文書は総計 131,976 冊に達してい ます。*東京府文書の引 継ぎ冊数は記録が残って いないので不明。

次回は、来るべき東 京大空襲に備え都庁誕 生からわずか半年後に 実施されたこれら東京 府・市文書の疎開作業 について見ていくこと にしましょう。



丸の内庁舎に新しくかけられた「東京都庁」の看板(都政週報

公文書の確実な収集に向けて

東京都公文書館は昭和 43 年 (1968) に設置されて以来、都の行政活動の記録である公文書の収集・保存機関としての役割を担い続けてきました。昨年度には、設立から 40 年という節目を迎え、当館の基盤機能強化について検討し、新たに都政における重要な公文書の確実な収集を目指して動き始めたところです。本誌では、この始まったばかりの取組をご紹介します。

文書事務の重要性

文書は一般的に伝達性、客観性、保存性、確実性の特性を有していますが、特に伝達性と客観性については文書に優るものはありません。また、行政組織においても業務の細分化・専門化、権限委譲の必要性から組織内での意思伝達の手段として利用されることが多くなり、その機能は重視されています。

また、地方公共団体の活動は、住民の権利義務に直接影響を与える権力的行政のほか、住民福祉等の増進を図るために各種サービスを提供する非権力的行政等、多方面に及んでいます。そして地方公共団体の事務では、これらの行政活動全般にわたって公平性、安定性、継続性が要請されています。

したがって、行政主体として意思決定を行うには、厳格な手続を経た正確かつ公平な処理が必要となり、その処理は整備された文書により保存することで事務の安定性、継続性が保障されなければなりません。このため、都では東京都文書管理規則において、文書等による事務処理を原則とした、いわゆる決定の文書主義を規定し、さらに文書事務の円滑・適正な運用を図るために文書事務全般についての基本的事項を定めています。

公文書館への引継ぎ

文書事務を適切に行うには、文書事務の流れ= 文書のライフサイクルに沿った管理が重要ですが、 その概略は次のとおりです。

- ①文書の取得
- ②文書の作成
- ③文書の施行

④文書の整理・保存・廃棄

このうち、④は文書の保存機能に基づくもので、 文書を事業の計画・決定等に必要な情報として、 常に利用提供できるようにするために管理するも のであり、都の行政活動の記録である公文書を収 集して系統的に保管し、将来にわたって利用に供 する役割を担っている公文書館が深く関わるとこ ろでもあります。

では、公文書館へ引き継がれるのはどのような 文書なのでしょうか。

先の文書管理規則では、以下の公文書を引き継 ぐことを規定しています。

- ▶ 保存期間が長期の文書等(長期保存文書)
- ▶ 長期保存文書以外の文書等(有期保存文書) の内、公文書館長が引継ぎを求めた文書等
- *保存期間には、原則として、長期、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種類があります。

つまり、都民の財産としてとりわけ価値の高い 長期保存文書を公文書館で集中的かつ確実に保存 し、さらに、有期保存文書については、歴史的価 値を有する公文書が存在する可能性を考慮して、 公文書館がこれらを選別して収集できるようにし ているのです。

しかし、残念ながら、現実には公文書の確実な 収集が困難な状況です。その主な原因として、公 文書館が庁内各局に対して自身の意義と役割を積 極的にPRしてこなかったために、引継ぎ・保存 の制度と機能が十分に認識されなくなっているこ とが挙げられます。また規則上、当然に引き継が れる長期保存文書については、引継ぎに関して、 各局に対して公文書館側からの主体的な働きかけ を実施していませんでした。

積極的な収集に向けて

現状への反省を踏まえて、公文書館はその根幹機能を十分に果たすために確実な引継ぎを実施しようと、平成20年度から館内で検討を進めてきました。ただ、限られた人員と書庫スペースという厳しい条件が立ちはだかります。そこで、新たな引継ぎの方法として、公文書館が「特に重要な公文書等」と判断した公文書を指定し、優先的な引

東京都公文書館だより

継ぎを各局へ求め、さらに、継続的に引継ぎの督 促を行う取組を打ち出しました。

これを実施するにあたって、まず着手したのは、 公文書館としての業務方針を明確にするための規 程類の再整備です。

これまでにも収集や選別に係る規程類はありましたが、随時に策定されてきたために、全体としての体系性に欠け、見直しもされないままとなっていました。これでは、公文書館という組織としての方向性は不明瞭です。そこで、引継ぎを求める際にどのような内容の文書を選別するかについて、統一的な方針・基準を体系立てて新たに策定しました。具体的には、収集業務に係る事務の大枠を規定した「東京都公文書館公文書等収集大綱」、特に重要な公文書等に指定する際の判断基準となる「特に重要な公文書等の指定基準」です。

さらに、選別に係る判断に客観性を付加できるように、館内に重要公文書等検討委員会を設置しました。この検討委員会においては、都の重要な施策や事業、社会的事件について都政への影響等を検討し、より具体的な基準として文書作成年度

ごとの年度方針を定めます。先の指定基準と年度 方針に基づき、長期保存文書・有期保存文書とも に選別を行った上で、特に重要な公文書等に指定 して優先的に引継ぎを求めるのです。

ここで「あれ?」と思いませんか?文書管理規則上は、長期保存文書は全て公文書館に引継ぎ、集中的に管理することになっていました。もちろん、この原則は変わりません。しかし、これからは漫然と引き継がれるのを待っているのではなく、こちらから各局へ積極的に働きかけ、まず長期保存文書の中でも特に重要な文書から確実に収集し、また、この取組により引継ぎ・保存の制度と機能の周知を図ることを目指しているのです。

都政における計画や方針の策定、事業執行における適正な意思決定などを後世に残していくために公文書は重要な存在です。そして、それは行政だけでなく都民の共有財産でもあるのです。この貴重な財産を確実に収集し保存するために、当館は動き出しているのです。

中学生の職場体験受け入れ (大田区立大森第十中学校)

平成21年7月7日(火)~9日(木)の3日間にわたり、大田区立大森第十中学校の生徒が当館にて職場体験を行いました。この事業は東京都が都内の公立中学校を対象に、中学生の社会性や勤労観、職業観を養うことを目的として行っているものです。今年度は女子2名、男子3名の計5名の中学生を受け入れました。

初日は、作業内容や公文書及び公文書館の役割などについて説明を受けた後、実際の業務に移りました。書庫内では資料整理、また閲覧室では当館職員指導のもとに受付業務を行いました。

2 日目は前日に引き続いて書庫内での資料整理を行いましたが、意外と力のいる作業であることや書庫の広さ、資料類の所蔵数の多さなどをそれぞれ体感したようです。午後には害虫駆除のトラップ作り及び回収を行いました。回収時には実際に捕獲された害虫に驚きながらも、興味を持って作業に取り組んでいました。

最終日である3日目には、午前中は当館所蔵の

資料やパネルを用いて、『江戸時代の大森の名物』、『東京 35 区と大森区、東京 22 区と大田区』など、江戸〜昭和初期の大森地区をテーマとしたミニ展示の作成をしました。午後には当館職員と指導巡回で来館した同校教員の前で、午前中の成果を一人ずつ発表しました。最後に各自で今回体験した業務のまとめを行い、この 3 日間を締めくくりました。



【パネルを手に発表を行う生徒】

当館のご利用方法

◇ 来館について

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合

◇ 入館の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ 等お荷物をお持ちの方は、ロッカー(無料)に、 筆記用具以外の持ち物を入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇ 閲覧方法

当館の資料は全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で、お調べの資料を検索し、所定の「閲覧票」にご記入・ご提出ください。

マイクロ撮影済みの資料については、原本保護のためマイクロフィルムか、それを電子化した DVD 媒体での閲覧をお願いしています。

◇ 複写について

複写を希望される方は、当館備え付けの「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日 20 枚までとなります。ただし、マイクロフィルム及び DVD 媒体からの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

※小銭をご用意ください。

◇ 閲覧・複写できる資料

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

①作成又は取得をして 30 年を経過していない公文書 ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する 取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用 が制限されている次の公文書等

- 個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現に館において使用しているもの(目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。)
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利 用 案 内 · 交 通 案 内

【利用案内】

- ①開館日時
- ・月曜日から金曜日まで 9時~17時
- ②閲覧票・複写申請票等の受付時間
- ・9 時~12 時、13 時~16 時 30 分
- ③休館日等
- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始(12月28日~1月4日)
- ・臨時の休館日として公示した日
- ・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)
- ・3月31日

※臨時の閲覧停止日もございますので、事前 に当館ホームページにてご確認ください。

④駐車場

・身障者専用駐車場をご用意しております。 利用される場合には、事前にご連絡ください。 なお、一般の方は利用できません。

【所在地】〒105-0022 東京都港区海岸 1-13-17 【TEL】 03-5470-1333 【FAX】 03-3432-0458 【ホームページ】 http://www.soumu.metro.tokyo.jp/

01soumu/archives/index.htm

【案内図・交通機関】



① J R「浜松町」駅北口 (新橋方面)下車(徒歩 7分)

②地下鉄都営大江戸線 浅草線「大門」駅(B-2) 下車(徒歩9分)

③東京臨海新交通(ゆ りかもめ)「竹芝」駅下 車(徒歩2分)

④都営バス「竹芝桟橋 入口」下車(徒歩0分) [浜95東京タワー⇒ 品川車庫]

⑤都営バス「竹芝桟橋」 下車(徒歩2分)[虹01 浜松町⇔国際展示場駅]

2100

石油系溶剤を含まないインキを使用しています